

その後の野幌森林公園 「危険木」伐採問題と台風18号

おくや・こういち

1946年札幌市生まれ。北海道大学大学院文学研究科博士課程修了。現在、札幌学院大学人文学部教授。環境思想、環境倫理学専攻。著書に『哲学的人間学の系譜』梓出版社、編著に『北海道と環境保護』札幌学院大学生協、共著に『環境思想のキーワード』（青木書店、近刊）など。

奥谷浩一

要旨

野幌森林公園では四年前から、遊歩道付近の腐朽木と枯損木を「危険木」として伐採する計画が進行している。石狩森林管理署は、「管理責任」を根拠として、二〇〇三年度には一九七本という大量の樹木を伐採しようとしたが、われわれの保存運動によってこのうち三七本が伐採を免れることができた。ところが、われわれが伐採されたこれら樹木の腐朽率をひとつひとつ調査した結果、「危険木」の判定基準とされる推定腐朽率五〇%を超えている伐倒木はきわめて少ないことがわかった。また同署は、二〇〇四年度には七四本の伐採計画をわれわれに通告してきたが、伐採以前に台風十八号が北海道を襲った。しかしわれわれの調査では、二〇〇三年度に伐採を免れた樹木、二〇〇四年度に伐採を計画された樹木の多くが、ある意味では健全木以上に、瞬間風速五〇メートルを超える暴風に耐え抜き、風倒木被害にあつたものは、予想をはるかに超えて少なかった。これらの調査結果自体、同署の「危険木」伐採が明らかに「過剰管理」であり、「過剰伐採」であることを立証している。同署は、このことを認めたくなくて、これからは「危険木」即伐採という拙劣なやり方を根本的に転換して、「危険木」の判定基準をさらに科学的・合理的なものに深化させるとともに、「過剰管理」と「過剰伐採」をできる限り回避するための新たな方法を追求すべきである。野幌森林公園では、市民参加もとづきながら、森林生態系に最大限の配慮を行う森林保護の新しい仕方が模索されているといえよう。

おしな

私は、先の論文「野幌森林公園の『危険木』伐採問題」（注一）のなかで、二〇〇〇年十二月以来北海道森林管理局石狩森林管理署と私が所属する「フォーラム野幌の森」を中心とする森林保護団体との間で生じている、野幌森林公園内のいわゆる「危険木」伐採問題の経過と問題点について論じた。そしてさらに、「野幌森林公園における森林保護のための市民活動」（注二）のなかで、この「危険木」伐採問題に加えて、それ以前に生じた同森林公園内の「遊歩道整備計画」問題をも取り上げ、併せてその事実経過と問題点、そこから生ずる教訓、市民参加の森林保護の今後の方向性などについて展開した。しかし、これらの論文が書かれた後にもいくつかの新しい事態が進行している。そこで本論文では、「危険木」伐採問題にかんじてその後生じた事実とその経過を報告し、二〇〇三年度「危険木」伐採問題を総括するとともに、併せて石狩森林管理署が二〇〇四年度に提起した新たな「危険木」伐採計画がいかなる経過をたどったかを明らかにしたい。われわれはこの間ふたつの調査を行ってきたが、そのひとつは二〇〇三年度伐採を免れた樹木の腐朽率にかんする調査であり、そしてもうひとつは二〇〇四年九月八日に野幌原始林をも襲ったあの台風十八号による大規模な風倒木にかんする調査である。これらの調査結果にもとづいて、同署が四年前から行っている大規模な「危険木」伐採が果たして「過剰伐採」ではないのかどうかを検証することにした。

(一) ハルニレの巨木は残った

初めに、二〇〇三年度の「危険木」伐採問題の内容とその経過について簡単に説明しよう。

先立つふたつの論文で紹介したように、石狩森林管理署が二〇〇三年十月にわれわれ「フォーラム野幌の森」に通告してきた同年度の野幌森林公園の「危険木」伐採計画は、同公園内のエゾユズリハ、四季美、志文別の三コースを対象として、遊歩道付近の腐朽木と枯損木の合計二二八本を「危険木」として処理しようとするものであり、その内容は枯れ枝処理木三一本、伐倒処理木一九七本であった。この計画は二〇〇〇年度から開始された「危険木」伐採計画のうちで最も大規模なものであり、同署の基本的な姿勢は、これらの樹木による「万が一の人身事故の危険」とこれにたいする同署の「管理責任」を根拠として、都市内公園の街路樹などの「危険木」の判定基準であるといわれる推定腐朽率五〇％を野幌森林公園にそのまま適用し、しかも当初は計画にかなしては一切見直す考えはないとするきわめて強硬なものであった。

これに対してわれわれは、独自の現地調査を行ってデータを集めただけでなく、同署と合同で開催した数度の現地観察会および説明会のなかで、同署の「危険木」にかなする基本的な考え方と「危険木」の判定基準などにかんする疑問と反論を提起しながら、できるかぎり多くの樹木を「危険木」のリストからはずして保存に努めるように要求した。その結果、さまざまな経過をへて、同署は二〇〇四年一月二五日に現地説明会と意見交換会を開催し、当初の姿勢をやや軟化させて、われわれの要求をある程度受け入れ、当初伐倒処理木に指定していた「危険木」一九七本のうち、三〇本を保残木として残し、残る四本については枯れ枝のみ処理することを提案してきた。したがって、同署が「危険木」として伐採対象とした樹木はこの時点で合計一六三本となった。

われわれはこの再提案に対して、同月二七日に緊急の情報交換会を開催して意志統一し、同署に対して再度、「危険木」第一二二番のハルニレの巨木を含む、合計八本の樹木を残すことを骨子とする要望書を提出した。このハルニレとは、大沢園地に生育し、桂コースと大沢コースの合流点から四季美コースにやや入った遊歩道のすぐ右脇にある、直径九八センチ、樹高およそ二五メートル、推定樹齡三〇〇年の巨木である。この巨木は、大沢園地ばかりか野幌原始林を象徴するといっても過言でない樹木のひとつである。この木の幹自体に腐れはないが、上部にこの木の枯木がひっかかったままになっているほか、上部のかなり太い枝の一部に腐れが見られた。われわれは幹に大きな腐朽がないことから、このハルニレは上部の枯れ枝処理を行うだけで保存するか、または遊歩道に迂回路を設けるなどして何らかの方法で保存するようにと要望したのである。これに対して同署からは、まず「危険木」第六七番を残してもよいとの回答があった後、さらに第四三番のセンノキは上部を枯れ枝処理するとの通知があり、こうして二本の樹木が救われることになった。しかし、このハルニレの巨木は、依然として「危険木」に指定されたままであり、われわれと同署との間で行われたこれらの一連の交渉のなかで最後まで問題として残った。同署もまたこの巨木の処理にか

んしては苦慮を重ねていたのである。

こうした事態をうけてわれわれは、同年二月二日に、このハルニレの伐採中止を求める申し入れ書を上部機関である林野庁などに提出した。その二日後に石狩森林管理署は、このハルニレの伐採を延期し、この問題にかんして意見交換を継続するとの回答をわれわれに寄せた。こうして三月二三日、同森林公園大沢口の「自然ふれあい交流館」でわれわれと同署との間で再び意見交換会が開催されたが、ここでも両者の議論は平行線をたどった。われわれは高所作業車を用いて上部の枯れ枝処理をしたり、または遊歩道に迂回路を作って倒木に伴う人身事故の危険を回避したりなどの方法を用いてこの木を保存することを主張したのに対して、同署は、例えば二トンの高所作業車を使って枝切り作業をすることは作業員の危険を伴うので不可能であり、伐採しか方法がないと主張して、あくまでも伐採を主張したからである。この緊迫したやり取りのなかで、同署は驚いたことに、そんなに言うならわれわれの側でわれわれの主張する条件で作業できる業者をさがしたらどうか、期限は四月末である、と提案してきた。枯れ枝処理の作業を行う責任主体はほかならぬ石狩森林管理署であるのに、業者を自然保護団体が自分でさがせと言うのは、それこそ自らの「管理責任」を放棄しかねない無責任な態度であるし、私の知る限り、およそ前代未聞の提案である。

しかし、「フォーラム野幌の森」のメンバーは、このハルニレの巨木を何とか残したい一心で、つてを頼りにいろいろと苦勞を重ねながら、やっこの思いで、四トンの高所作業車で枯れ枝処理を行うことができる業者を探し出したのである。この

間の四月に石狩森林管理署に人事異動があり、署長は現在の坪田清美署長に交代することになった。ところが五月七日になって、われわれと同署

とがこの高所作業車を見たり、現地での処理作業の仕方について細部の打ち合わせを行ったにもかかわらず、その後またしても驚くべき事態が起きた。同署は、まったく突然に方針を変更し、四トン車では整地作業などに大きな問題が生ずるので、二トン車で作業ができる業者を同署自身が探したというのである。こうして、前言を平気で翻し、われわれの苦勞を水の泡にしなが、石狩森林管理署は同月三十一日に二トン車を用いて枝切り作業を開始し、作業員が地上十三メートルの高所からロープで木に登り、枯れ枝の部分を切り落として、作業を無事終了した。われわれとしては、石狩森林管理署が枯れ枝処理の「管理責任」の一部をわれわれに押し付けたにもかかわらず、なぜその後態度を変化させてわれわれの苦勞を無にしたのか、なぜ最初から二トンの高所作業車を自らさがそうと努力する「管理責任」をまっとうしようとしなかったのか、理解に苦しむ点があると言わざるをえない。こうした事実を織り込んでこの巨木を保存する運動が展開したこともまた、同公園の森林保護活動の歴史のなかにしっかりと刻まなければならないであろう。

ともかくも、こうしたさまざまな経緯を経て、このハルニレの巨木は残ったのである。それは、上部の枝の一部を切断されたとはいえ、われわれの苦勞に感謝するかのようになぞ見え立ち、今もその雄姿を示しながらわれわれを見守っている。こうして、二〇〇三年度に「危険木」として伐採を宿命づけられた樹木のうち、一六〇本が伐採され

たが、われわれの保存運動によって、合計三七本が伐採を免れたのである。

(二) 野幌森林公園の「危険木」伐採は明らかに「過剰伐採」である

われわれは、「危険木」が伐採された後に何度も野幌森林公園に立ち入って伐採された樹木とその幹の腐朽を観察するうちに、石狩森林管理署の今回の「危険木伐採」とこれを支えた考え方そのものが果たして妥当であったのかどうかを改めて疑問としないではいられなかった。なぜならば、われわれが伐採された木の幹の腐朽を観察する限り、石狩森林管理署の「危険木」指定の基準となつた推定腐朽率五〇％を超えている木はきわめて少ないと思われたからである。すでに論じたように、この基準自体、都市内公園の樹木などで「危険木」の基準とされている推定腐朽率五〇％を、都市外の、しかも樹木が競合するとともに共生し合つてもおり、かなり減少したとはいえないまでに六割の天然林を含んでいる野幌森林公園にそのまま当てはめるといふ問題をはらんでいる(注三)。そもそも幹の内部を透視しえず、したがって樹木の腐朽を木植や生長錐などの間接的手段によつてしか推定できない以上、科学的には決して合理的には計測されず、あくまでも推測にとどまるしかないはずの腐朽率なるものとその数値をあたかも万能の基準であるかのように振り回し、しかも石狩森林管理署が選任するたった一人の「樹木医」に全面的にその判定責任を委ねて、自らはこの判定責任を回避しようとする同署の考え方は、きわめて問題と言わざるをえない(注四)。

このような考えにもとづいてわれわれは、二〇〇四年五月八日に、前年度「危険木」として伐採対象となり実際に伐採された樹木が本場に「危険木」であったのかを検証する現地調査会を行った。われわれが今回調査範囲としたのは「危険木」に指定された第一番から第一二五番までの樹木であったが、これらの「危険木」のなかには、われわれの運動によつて「危険木」指定を解除されたもの、すなわち伐採を免れて経過観察の対象となつたものおよび同じく伐採を免れて枯れ枝処理のみ施されたものかなりあり、実際に伐採されて今回の調査対象となつたものは、腐朽木と枯損木を併せて合計七五本であった。したがって、今回調査した樹木は伐採された樹木全体の四六・八％にあたる。われわれは、この伐採された樹木の幹の横断面の大きさとそこに示されている腐朽・変色の大きさを巻き尺で測定し、両者の割合から見た腐朽率を次の四つに分類した。それは、①腐朽・変色がほとんど見られないか、表皮または幹の外部のみ腐朽しているが、幹自体には腐朽・変色がほとんど見られないもの、②腐朽・変色がやや進んでいるが、腐朽率が二〇％程度以下のもの、③腐朽率が二〇％を超えているが、五〇％には満たないもの、④腐朽率が明らかに五〇％を超えるもの、以上の四種類である。この横断面だけから単純に見た場合の腐朽率とその本数、それぞれの種類が調査対象木の全体数に占める割合を示した調査結果は次の資料1のとおりである(注五)。なお、この資料は私が調査データにもとづいて作成したものである。

腐朽の度合い	本数	それぞれの割合
①幹内部に腐朽がほとんど見られないもの	29本	38.67%
②腐朽率が20%未満のもの	17本	22.67%
③腐朽率が20%から50%未満のもの	14本	18.67%
④腐朽率が50%以上のもの	15本	20.00%
合計 75本		100% (端数四捨入)

資料1 2003年度に伐採された樹木の伐採断面の腐朽率にかんする調査

「危険木」としてすでに伐採された第三一、三六、三七、五五、九七、一〇二、一〇四番などは、伐採された横断面も健全木そのものであるだけでなく、われわれにはそのほかの部位に伐採すべき理由のある特別な腐朽があるように見え、なぜ伐採されたのか理解できないような樹木が含まれていたことはきわめて遺憾である。例えば、写真1から4までを参照されたい。

もちろん、われわれが調査したのは、あくまで伐採された部位の横断面に示された腐朽率であって、この調査結果には横断面の上部または下部に

したがって、われわれの調査結果によれば、伐採された樹木の横断面から見るかぎり、「石狩森林管理署が言うところの「危険木」の基準である腐朽率五〇%を満たしているのは、資料1に掲げた④の十五本、すなわち今回調査対象となった伐採された樹木全体の二〇%にすぎず、むしろ腐朽がほとんどないかまたはわずかないものがおよそ三八%と、ランク別に見れば最も多いことが判明したのである。とりわけ、「危

腐朽があるかないかは度外視されている点など、多くの制約をもつことは言うまでもない。調査された横断面は全体としての樹木のごく一部分にすぎないからである。しかし、この調査結果は、ここ数年間にわたる石狩森林管理署とわれわれとのやり取りのなかでは、それでもなおかつ一定の意味をもちうる。二〇〇二年度までの伐採木が根元から三〇センチ程度の部位で伐採されたのに対して、今回伐採された樹木は根元から一メートルないし一・二メートルくらいの部位で伐採されている。この伐採部位の高さは、われわれがこれまで石狩森林管理署に対して、伐採された樹木でさえも鳥獣や昆虫などによつて採餌や繁殖に利用されるといふ生態学的事実を配慮し、できるだけ高いところで切るようにと要望してきたことをあつて、一定程度評価さ



写真2 「危険木」第37番。ほとんど腐朽なし。

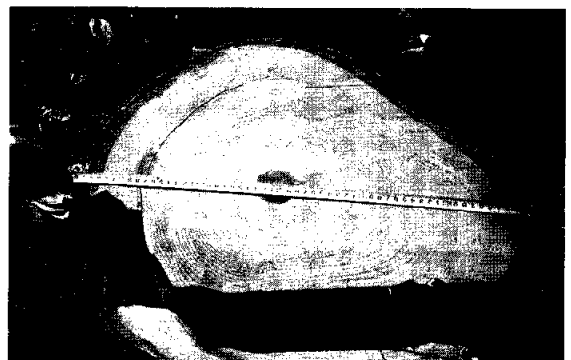


写真1 「危険木」第9番。腐朽は表面と中央部にあるだけ。

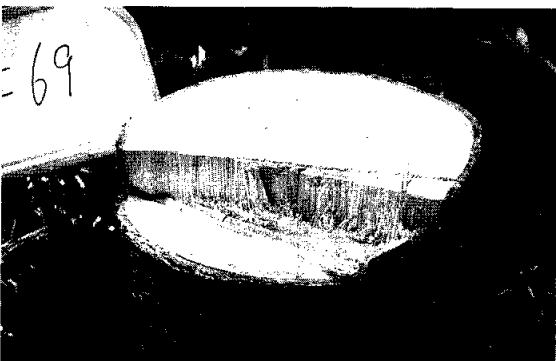


写真4 「危険木」第69番。ほとんど腐朽なし。



写真3 「危険木」第47番。表層部に部分的に腐朽があるだけ。

れよう。しかし、われわれにしても樹木医にしても、木植や生長錐で腐朽を調べることのできる範囲は手が届くせいぜい地上二メートル程度までであるから、今回の伐採部位はかなり近似的な数値を与えていると言つてよいであろう。人間の手が届く範囲以上の高さの腐朽については、伐採して調べるといふ手段を取らない限り、あくまでも推測の域を超えるものではないのだから、その点ではわれわれも樹木医も石狩森林管理署も同一なのである。

たしかに先のわれわれの調査では、切断面に腐朽がほとんど見られない第一ランク、数%から二〇%未満の第二ランク、二〇%から五〇%未満の第三ランクの樹木にも、大なり小なりの程度に、切断面の下部や根元、切断面の上部の幹に溝や割れ目、それに腐れをもつものがあつたし、またクマゲラの食痕跡を残すものもあつた。もし仮に、これらの条件を勘案しなければ真の「危険木」評価には値しない、とわれわれに反論する人がいるとしよう。われわれは、この反論に答えて、これらの樹木が腐朽率五〇%を超えた第四ランクと同程度の「危険木」だと仮定して、割れ目や腐れの大小・深さなどはまったく問わないことにして、これらすべてを一括してこの第四ランクに算入してみよう。たとえそうしても、これらの樹木は一六本だから、第四ランクの樹木は合計三三本となり、全体の母数から見るとそれでもなお全体の四四%、すなわちおよそ半分以下にすぎないのである。さらに強調しておかなくてはならないのは、後に事実が証明するように、たとえこれらの樹木をすべて「危険木」だと評価するとしても、たとえ仮に腐朽率九〇%の樹木が存在したとしても、

そしてこれらに風速五〇メートルを超す台風が襲いかかったとしても、これらがすべて倒れるというわけでは決してないということである。

さて、以上に述べたすべての論拠から生ずる結論は、石狩森林管理署による二〇〇三年度の「危険木」伐採は、同署が自ら設定した「基準」を決して十分に満たしてはいないということである。このことは同時に、同署の伐採がいかなる論拠から見ても、圧倒的に多数の「危険」ではない樹木を伐採したということにならざるをえない。いったいこれが「過剰伐採」および「過剰管理」でなく何であるうか。したがって、われわれはこう断言せざるをえない。森林を保護すべき立場にいるはずの同署は、決して「危険木」とはいえない樹木を大量に伐採して遊歩道付近の森林生態系を「破壊」して、結局のところ、われわれの税金の無駄遣いを繰り返しているのだ、と。

(三) 台風十八号が「危険木」伐採の非科学性を証明した

石狩森林管理署は、二〇〇四年五月十八日付けで「平成十六年度野幌自然休養林内の危険木処理計画について」と題する文書を「フォーラム野幌の森」に送付し、当該年度の「危険木」伐採計画をわれわれに通告してきた。それによると、二〇〇四年度に伐採対象となるコースは中央線、瑞穂連絡線、瑞穂線、下野幌線で、伐採処理木七四本、枝払い処理木九本の合計八三本を「危険木」として処理したいとの意向であった。この年度は、署長が交代したこともあり、われわれの年来の要求どおり、かなり早い時期にわれわれに計画を通告

してきたことは評価したいと思う。これをうけてわれわれは、自ら作成した伐採木判定表を用いて、六月五日に上記の中央線、瑞穂連絡線、瑞穂線の三コースを調査したほか、同月十二日に下野幌線で現地調査を行い、また十七日にも中央線、瑞穂連絡線、瑞穂線で再度現地調査を行つて、われわれの立場から伐採が果たして正当であるかどうかの所見を作成した。そして八月二四日には野幌森林公園事務所所員とともに瑞穂連絡線の「危険木」を現地視察したが、その結果を踏まえて、同森林公園事務所に対して、伐採対象とされた瑞穂連絡線の二七本のうち、現地の状況から見れば八本についてのみ伐採止むなしとする（注六）が、残りについては伐採せずに枝払い処理木一〇本、継続観察八本、保残木を一本とするように提案し、同事務所もこのわれわれの考え方に同意した。われわれは、瑞穂連絡線以外の上記のコースについても、われわれ自身の調査結果にもとづく所見をもって石狩森林管理署との折衝に臨む予定であった。ところが、周知のように、九月八日になつて誰もが予想もできなかった深刻な事態が生じたのである。きわめて大型で強力な台風十八号が我が国に上陸し、いったん日本海に抜けた後、北海道を襲つてこれを縦断したのであつた。札幌市では風速五〇・二メートルという猛烈な突風が吹き荒れ、一九五四年の洞爺丸台風以来の倒木被害を全道各地にもたらすことになつた。札幌市緑化推進部の調査によれば、札幌市が管理する街路樹や公園樹では倒木が一万三千本を超え、十月十九日の新聞報道（資料2を参照）によれば、野幌森林公園では風倒木被害を受けた総面積は、国有林と道有林を合わせて同公園全体の四%に相当する八七

表1 平成16年度石狩森林管理署野幌リスト(74本)に係る調査。
(調査日、平成16年9月11日)

	区分	中央線	瑞穂線	瑞穂連絡線	下野幌線	合計
候補木	腐朽木	8	10	3	7	28
	枯損木	13	3	24	6	46
	合計	21	13	27	13	74
被害	根返し	2(腐朽)		1(枯損)	2(腐朽)	5
	幹折れ		4(腐朽)	5(腐4、枯1)	1(腐朽)	10
	合計	2	4	6	3	15
被害別	腐朽木	2	4	1	3	10
	枯損木			5		5
	合計	2	4	6	3	15
率	(%)	9.52	30.77	22.22	23.07	20.27

(上記の表に枯枝処理木は含まない。)

表2 伐採凍結木リストに係る追跡調査。(平成16年1月、石狩森林管理署提示リスト)
(調査日、平成16年9月21日)

	区分	ユズリハ	志文別線	四季美コース	大沢園地	合計
凍結木	腐朽木	1	5	19	5	30
	枯損木		3	4		7
	合計	1	8	23	5	37
被害	根返し					
	幹折れ		1(腐朽)	1(腐朽)		2
	未確認	-1		-1		-2
	合計	0	1	1(22)	0	2(35)
被害別	腐朽木		1	1		2
	枯損木					
	合計	0	1	1	0	2
率	(%)	0	12.5	4.55	0	5.84

(37本の内訳は、石狩森林管理署提示が主であり、詳細データでは数本の違いがある。「未確認」とは、標識テープが確認できず、状態が確認できなかった樹木である。)

上記のふたつの表から、

- 伐採候補木と伐採凍結木の合計は、111本(腐朽木58本、枯損木53本)である。ただし、未確認木が2本あるので実質109本と考える。
- 台風18号による倒木などの被害合計は、17本であり、根返し5本、幹折れ12本である。
- 上記、被害別の区分は、腐朽木12本、枯損木5本である。
- 以上のことから、ア 全体の被害率は $17本 \div 109本 = 15.6\%$
イ 腐朽木の被害率は $12本 \div 109本 = 11.01\%$
ウ 枯損木の被害率は $5本 \div 109本 = 4.59\%$ である。

(平成12年度は、31本のうち23本が残された。この23本のうち、倒木等したのは2本である。つまり、 $2本 \div 23本 = 8.7\%$ である。)

資料3 野幌自然休養林の「危険木」に係る調査(調査者「フォーラム野幌の森」)

(四) 台風十八号以後のわ れわれの活動と石狩森 林管理署の対応

九月十九日、台風による倒木被害をうけて野幌森林公園管理運営協議会が開催され、野幌森林公園事務所の要請にもとづいて「フォーラム野幌の森」からも五十嵐敏文代表を含む四名がオブザーバーとして出席した。この管理運

この調査結果もまた、石狩森林管理署の「危険木」指定がきわめて根拠薄弱で、明らかに「過剰管理」であったことをまたしてもあますところなく証明しているばかりか、いったんは死を宣告されて伐採せよとしたこれらの樹木を保存しようと努力したわれわれの活動が、結果として正当であり、道理のあるものであったことを、保存された樹木自らが立証していると言ふべきであろう。

もしない暴風・突風は決して念頭に置かれてはいなかったはずである。そうだとすれば、今回の「危険木」の倒木被害がわれわれの予想をはるかに超えて軽微であったことの意味は、同署にとつて限りなく重いはずであり、「危険木」伐採にかんする同署のこれまでの考え方ややり方に重大な変更を迫るものとして受け止められなくてはならないであろう。

② 二〇〇三年度に「危険木」指定を解除された樹木の被害状況
次に、二〇〇三年度にいったんは「危険木」としてリストアップされながら、われわれの保存運動が実った結果、この伐採対象リストからはずされ、経過観察に回されることになった合計三七本の樹木はいったいどうなったであろうか。これもまたわれわれの予想をはるかに超える数値であつ

た。九月二一日にわれわれが行った調査では、この三七本のうち、根返りによる倒木被害は皆無であり、幹折れによる被害がわずかに二本あっただけだったのである。これは全体のわずか五・八%にすぎない。これについても資料3の表2を参照していただきたい。倒れたこの二本とも腐朽木であり、枯損木はそこには含まれてはいない。このことはいったい何を意味するであろうか。

営協議会とは、同事務所が主宰する団体で、同事務所のOBが中心になって組織され、札幌、江別、北広島などの地域にまたがり、空知森作りセンターなどの団体をも含む組織である。この管理運営協議会が終了した後、同署の坪田署長から同フォーラムの出席メンバーに対して話があり、それによると、この度の台風で「危険木」は淘汰された、そのための貴団体との間の対立点はなくなった、したがって今後は伐採事業は進展しない、とのことであった。つまり、同署は台風十八号によって今年度の伐採計画を放棄せざるをえなくなったのである。しかし、それが問題がすべて解決したというわけには決していないであろう。大切なことは、台風十八号による倒木被害から「危険木」問題にかかわる重要な教訓を引き出し、従来の考え方ややり方をより合理的なものに修正して、この問題の今後に生かしていくということではないからである。残念ながら、その後の経過が示すように、同署にはそういう節が見られないのである。

十月十六日、「フォーラム野幌の森」主催で、風倒木被害を現地で観察した後、今後の復旧と森林保護のあり方にかんする意見交換会が開催された。この会には、石城謙吉北大名誉教授と村野紀雄酪農学園大学教授も参加された。資料4を参照されたい。意見交換会では主として、①天然林倒木は処理せず、そのままに放置する、②人工林部分で大量の風倒木被害のある所では虫害などの発生が懸念されるので、早急に倒木を林外に搬出する、③遊歩道付近で人工林の被害が発生した所の一部をそのまま保存し、学習の素材として後世に残す、④復旧工事を行うさいには、野鳥の繁殖を妨げたり、植生を破壊することのないよう、配慮する、⑤今後は、森林復旧だけでなく、国有林全体の再生と保護を検討する専門委員会を立ち上げ、有識者の意見をふまえながら、時間をかけて検討すべきだ、という五点が提起され、これらを要望書に取りまとめ、石狩森林管理署に提出することが確認された。

これをうけて同月二一日、同「フォーラム」の五十嵐代表、田村総事務局長、村野道子、小竹直樹の四氏が上記にかんする要望書を持参して石狩森林管理署を訪れ、同署から今後の倒木処理計画の方向性や日程にかんする説明を受けた後、意見交換を行った。同署は、上記の五点のうち、①②③の三点については了承するとし、同日二五日から倒木処理を開始し、二〇〇五年七月頃

研究者らが「重機使用、慎重に」

【江別】道庁森林公園の倒木の状況を調べるため、自然保護者団体「フォーラム野幌の森」(五十嵐代表)が十六日、同公園で倒木や意見交換会を開いた。

今後の森林のあり方を考えようとする企画、同団体関係者、研究者約二十人が、公園内の遊歩道「大沢コース」を歩きながら、幹が折れている木や、根の部分から倒れている木などを観察した。現地調査を終った意見交換会では、「倒木の搬出作業は重機やトラックなどを使うので、慎重にいくかは時間をかけて考えたい」という考えを述べた。「倒木の処理は早く、自然保護者団体は慎重に」という意見も出た。今回の調査、重機、要望書として提出が、森の再生を促す。意見交換会の意見は今される。(熊本忠志)



公園内の倒木の状況を観察する参加者

資料4 2004年10月19日の北海道新聞

補となった七四本、そして二〇〇三年度に伐採候補にあげられながら伐採を免れた三七本の台風十八号による被害率が合わせて一五・六％にすぎなかったことから、同署の「危険木」伐採が根拠に乏しく、「森林空間利用」の森における風致景観の維持」に合致しないこと、そしてこれまで同署が行ってきた「危険木」伐採は過剰伐採および過剰管理であることを断定したうえで、次のふたつの申し入れ事項が記されていた。そのひとつは「今後、当自然休養林において腐朽木・枯損木を『危険木』と認定し伐採することは、原則的に行わない」こと、もうひとつは「枯枝処理は、事前協議の後に行う」ことである。

この申し入れに対して、石狩森林管理署からは十二月二四日付けで回答があったが、その内容はわれわれをきわめて失望させるものであった。やや長いが、参考のためにその全文を引用しよう。

「災害の未然防止の観点から、遊歩道沿いの危険木の伐倒については、利用者に危険を及ぼす可能性のある枯損木等を処理してきたところですが、管理上止むを得ず必要最小限の伐倒を行うものであることをご理解願います。

併せて、これら枯損木等を残置することは、利用者に被害を及ぼす危険性が常在することとなり、管理側としてはこのような危険性を事前に避ける責務があることをご理解いただきたいと思います。おられます。

なお、近年行ってきたコースごとの計画伐採については、当面は行わないこととするが、倒木、かかり木、倒壊の恐れのある枯損木等の処理及び枯枝処理については、上記理由から経常的管理業務の中で対処していきたいと考えております。

で、重ねてご理解願います。」
われわれはこの回答には次のような問題点が含まれていると考える。

まず第一に、同署はこの回答のなかで「枯損木等」という言葉を多用しているが、利用者に危険を及ぼす可能性があると見て従来から伐採してきた樹木には「腐朽木」が圧倒的に多いことは自明であるから、ここで「枯損木等」という言い方をすることは、人を惑わせるものである。同署があたかも問題をすり替えているかのような印象を与えるからである。

第二に、同署が行ってきたのは「止むを得ず最小限の伐倒」では決してなくて、その反対に明らかに「過剰伐採」であり、したがって「過剰管理」でもあることは、本論文で述べたわれわれの調査結果によつて疑う余地なく論証されたにもかかわらず、同署はそのことをまったく認めようとはしていない。

第三に、同署は「近年行ってきたコースごとの計画伐採については、当面は行わない」と述べながら、「当面」がいつの時点までなのかにかんして明言を避けていることは無責任といわなければならない。

第四に、「倒壊の恐れのある枯損木等の処理及び枯枝処理については、「経常的管理業務の中で対処していきたい」というのは、これまでわれわれと同署が築き上げてきた慣例と信頼関係を裏切るものである。これまで同署は「枯損木等の処理及び枯枝処理」にかんしてもわれわれとの間の事前協議の対象としてきたのであって、この問題を「経常的管理業務の中で対処する」というのは、明らかに制度の変更であり、われわれの意見を度外視

してこれらの処理を強行しようという姿勢の現れだと受け取られかねないであろう。

最後に、同署は、自ら基準として設定した腐朽率五〇％に満たない多くの樹木を伐採していること、そして台風十八号による「危険木」の倒木被害がかなり軽微であったことをまったく考慮に入れないことなしに、これまで述べてきたこととまったく同一のことをただ繰り返しているだけである。森林だけに限らず、管理一般においてきわめて重要なことは、次々と現実に行進していく事態を真摯に受け止め、これから謙虚に学習し、その結果を自らこれまで実践してきた考え方に投げ返してこれをさらにより良いものに修正・改良していくという努力であるはずなのに、同署にこうしたことを行おうとする姿勢は見られない。

なお、同年十二月二一日に、北海道森林管理局が事務局となつて第一回「野幌森林再生検討会」が開催された。この検討会は、台風十八号による倒木被害を踏まえて、森林の多面的機能の維持、病虫害や火災防止、森林公園利用者の利便を図るために、今後どのように野幌の森林を再生していくかを検討しようという目的で発足したものであり、この会を構成する十名の委員のなかの一人として、われわれの「フォーラム野幌の森」からも五十嵐敏文代表が参加している。同検討会における、市民参加にもとづく野幌の森林再生にかんする今後の議論の進展を見守りたいと思う。

(五) 森林保護の今後の方向性について

「危険木」伐採問題にかんする同署の考え方やり方の問題点にかんしては、私の先立つふたつの

論文のなかですでに展開したので、ここでは繰り返さない。われわれの率直な要望はこうである。石狩森林管理署は自ら行った伐採が自ら設定した腐朽率五〇％という基準を満たしてはおらず、そして「危険木」が風速五〇メートルを超える暴風にも耐えることができることを実証したがゆえに、決して「危険」とは言えない多くの樹木を伐採していることを率直に認めるべきである。そして、今後の森林管理においては、こうした「過剰伐採」と「過剰管理」をいかに回避するかという重要な課題と真剣に向き合うべきである。そのため、伐採以前に、当の樹木が伐採されなければならぬ必然性を十分に証明するデータをしっかりとし、たとえやむなく伐採した後でも、その樹木を伐採したことが果たして妥当であったかどうかを十分に検証し、伐採以後も当の樹木ごとに腐朽率を含む全体的なデータをきちんと蓄積して、今後の森林保護に生かすべきである。そして、この間に生じた台風被害を含む多くの教訓に謙虚に学んで、「危険木」にかんする考え方とその基準となるものをたえず見直して、さらに科学的で合理的な、そしてわれわれのような森林保護に関心をもつ者の批判に十分に耐えられるものへと修正していくことが必要であろう。

聞くところによれば、あの台風十八号が吹き荒れているさなかにもかかわらず、野幌森林公園に入林していた人々が一定数いたというとのことである。もしこれが事実だとすれば、このような状況のもとでは人身事故が起きる可能性はまったくないとはいえないであろう。しかし、だからといってこのことから、入林者の身の安全を確保し、人身事故を回避するために、遊歩道付近の「危険

木」をできる限り多く伐採すべきだという結論が決して導出されはしない。これは「危険木」にかんする最も単純で安易な結論である。台風十八号による倒木被害はむしろ健全木に多かったのであるから、この論理からは、健全木を含めて遊歩道付近の樹木をことごとく伐採しなければならぬという帰結が生ずるからである。

森林生態系の保護を最優先に考える生態学的な立場から考えれば、人身事故が生じうる可能性とその責任を自然の側に押し付けて、「万が一の可能性」というたんなる抽象的な可能性にもとづいて、「危険木」を大量に伐採するという安易で拙劣なやり方をとるのではなくて、さらにもっと高次の段階に進んで、われわれ人間の側が事故回避の責任を引き受けるためのさまざまな方法と手段を工夫しなければならぬであろう。仮に台風十八号のような暴風下で入林して人身事故にあった人がいると仮定して、現段階では市民がまだ、「管理責任」を問わずに入林者本人の自己責任を問題とするような社会的通念を獲得していないとすれば、われわれ人間の側が少なくともそこに至る以前の過渡的な措置を考えなければならぬであろう。これからは、暴風などの劣悪な気象条件の場合には、例えば同森林公園のゲートを閉鎖したり、それが不可能な場合には「強風につき立ち入り禁止」の札を下げるなどして、われわれが自然を規制し自然の側に責任を押しつけるのではなくて、われわれ人間の側が自己を規制して自ら責任を引き受け事故を回避するための、たんに個々の市民のモラルに任せる以外の、何らかの工夫を行うことが必要とされるであろう。

今求められているのは、「危険木」を科学的な根

拠もなしに大量に伐採することではなくて、行政が今述べたようなかたちで市民を誘導することこそが行政の「管理責任」になるような姿勢であろう。官と民が森林とその生態系の保護という共通の土俵に立ちながら、今後どのようにわれわれ人間の側にきめ細かな措置と対策を工夫していくかが、今問われているように思われる。

〈補論〉「中央道路問題」の新たな進展について

さっぱり進展を見せない「危険木」伐採問題に比べて、いわゆる「中央道路問題」にかんじてはこの間大きな前進があったので、最後に付記しておきたい。

一九六八年に北海道開拓百年を記念して北海道立自然公園に指定された野幌森林公園には、その複雑な歴史の経緯を背景にして、これを貫通するふたつの江別市道がある。そのひとつは、南幌町方面からトド山口と立命館慶祥高校をへてもみじ台方面へと抜ける農道である。もうひとつは、西野幌の登満別から同公園の中央部を通ってもみじ台団地へと抜ける「野幌基線」、通称「中央道路」である。前者の農道は、南幌方面で収穫される野菜と花卉類を速く札幌へと輸送することを目的として拡幅・整備しようとする計画が持ち上がったことがあるが、現在は凍結されている。後者の「中央道路」にもまた、今もわずかに残る農家住民から拡幅舗装の要望が出されたことがある反面、同公園が道立自然公園に指定された時に当時の営林署と北海道がこの道路を廃道とするようにと江別市に申し入れたという経過があり、それにもか

わらずその後江別市にRTN（リサーチトラライアングルノース）計画などが生じたために、そのままに放置されてきたという経緯がある（注八）。いまだに原始の面影を大きくとどめ、一部に天然記念物を残し、道立自然公園に指定された野幌森林公園の中央を、たとえ舗装されていないとはいえず市道が横断して、また夏季の間だけとはいえず一般車両が何の規制もなしに自由に通行しようというのは、ただでさえ周辺の開発によって陸の孤島と化しつつあるこの森林生態系を保護するという観点から見れば、きわめて深刻な問題である。

この「中央道路」が改めて見逃すことのできない問題になり始めたのは、この市道に車両規制がないことを利用して、ここに車を乗り入れて道立自然公園内にゴミを大量に不法投棄するという問題が深刻化してからである。そこで「フォーラム野幌の森」は、二〇〇二年からこの「中央道路問題」に取り組み始め、まずはこの道路の利用状況を車輛運転者にアンケート調査して利用実態を明らかにするという活動を行ったほか、二〇〇四年三月には、当時北海道自然保護協会の副会長であった佐藤謙氏の講演会を主催したのを皮切りに、江別市にたいしてこの「中央道路」への一般車両の通行を阻止するための措置を取るよう求める署名活動を展開してきた。

きわめて腰の重かった江別市に同年になってようやくやくいくつかの動きが見られ始めたが、そのひとつは同市が八月十二日に不法投棄を監視する監視カメラを森林公園内の二カ所に設置したことである（資料5を参照）。こうした新たな動きは、同年十月から始まった江別市のゴミ有料化の実施に伴って、ゴミの不法投棄がいっそう強まることを

懸念しての措置であろう。そして同年十一月に入ってから、江別市企画政策部からわれわれに次のような連絡があった。それは、「中央道路問題」にかんしては、現在行政間で調整を行っており、地域住民の了解を得て一般車両の通行禁止を求める看板を六つ立てて、その効果を見守りたい、というものであった。その後実際に、「ここから先の区間は歩道です。一般車両は通行できません」という看板が「中央道路」の三カ所、すなわち瑞穂駐車場、登満別、札幌テクノパーク駐車場のそれぞれから野幌森林公園に入る三つの入り口に立てられた。これは「中央道路」に史上初めて一般車両の通行に対する規制がかけられた歴史的瞬間である。われわれは、立て看板だけでどれほどの実効性があるのかは疑問であるが、ともかくもこのことを野幌森林公園保護の歴史に残る、そして今後の完全歩道化につながる大きな第一歩として大いに歓迎したいと思う。

この「中央道路」と農道の問題については、その歴史的

野幌森林公園

ゴミ不法投棄 深刻化

市が監視カメラを設置

【江別】廃家電製品や不用品、車の部品など、大量の不法投棄が野幌森林公園の江別市側や、高道通沿いを中心に深刻化している。札幌から持ち込まれるケースも多く、江別市は防止対策として、このほか公園内など三カ所に「監視カメラ」や注意の看板を設置したほか、野幌森林公園事務所や道、道署などの連携を強化していく。

道央道周辺にも集中

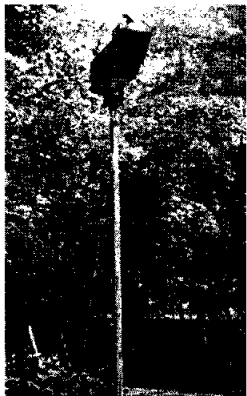
同市を循環する道央自動車道、道央道、道南線、道庁道、市が回収する大に千三百四十一個を数える。今年七月末段階で既に、通称やパトロール、調査開始（一九九七年）以来最高、江別市内を横断する道央自動車道（上下線）千四百六十の側道が圧倒的に多く、四上回る。回収大型ゴミ全体の七割は、三年前の法改正で罰則が強化され、個人の場合は五年以下の懲役か最高一千万円の罰金、法人は最高一億円の罰金がかかる。江別市は、不法投棄は犯罪に当たり、状況次第では警署に通報する（環境省）としている。

江別市のごみ不法投棄回収状況

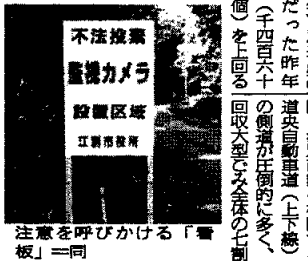
(収集回数、市生活環境部環境管理課調べ)

	タイヤ	冷蔵庫	洗濯機	テレビ	自転車	その他	合計
1997年	548	67	79	60	69	82	905
1998年	830	46	43	118	61	122	1,220
1999年	929	51	33	77	74	113	1,277
2000年	684	14	21	50	20	113	902
2001年	887	18	31	116	16	321	1,389
2002年	411	26	35	105	21	358	956
2003年	689	48	38	147	21	404	1,460
2004年(7月末まで)	509	24	13	58	37	700	1,341

※その他はバッテリー、コンロなど



新たに設置された「監視カメラ」＝野幌森林公園内



注意を呼びかける「看板」＝同

特に、タイヤやバッテリーを自動車道周辺に大量に投棄するケースが目立っている。野幌森林公園内に三カ所、道央自動車道江別西インター付近に二カ所、「監視カメラ」を設置し、関係機関との連携を密にして、投棄の未防止に努めている。

ゴミの不法投棄については、三年前の法改正で罰則が強化され、個人の場合は五年以下の懲役か最高一千万円の罰金、法人は最高一億円の罰金がかかる。江別市は、不法投棄は犯罪に当たり、状況次第では警署に通報する（環境省）としている。

経緯とわれわれのこれまでの活動の経過を含めて、いずれ論文にまとめたいと考えている。

(二〇〇五年一月十一日記)

注

(一) 奥谷浩一「野幌森林公園の『危険木』伐採問題」、「北海道の自然」(北海道自然保護協会、第四二号、二〇〇四年三月を参照のこと)。

(二) 奥谷浩一「野幌森林公園における森林保護のための市民活動」、「札幌学院大学人文学会紀要」、第七五号、二〇〇四年三月を参照のこと。

(三) 私の上記注(一)論文の六九頁以下、注(二)論文の四九頁以下を参照されたい。

(四) 同じく注(一)論文の七〇頁以下、注(二)論文の五〇頁以下を参照されたい。

(五) この調査結果は、われわれが昨年五月八日に調査した結果を私なりに分析・集計して六月十八日に「フォーラム野幌の森」に提出したものを、今回論文を執筆するにあたってもう一度検討し直したものである。

(六) われわれが伐採止むなしとした八本については、その後、台風十八号による風倒木搬出のさいに、同事務所によって伐採されてしまった。

(七) 台風十八号による風倒木被害については、十一月三〇日の第一回野幌森林再生検討会で報告した北海道森林管理局によれば、被害区域は七三ヘクタールで総面積の四・六%とのことであり、この新聞報道の数字とはやや異なっている。

(八) これについても、私の上記注(二)論文の二九頁以下を参照されたい。

(注記) 本論文を執筆するにあたっては、「フォー

ラム野幌の森」が発行している会報「野幌の森」第二二〜二五号を参考にさせていただいた。「フォーラム野幌の森」代表の五十風敏文氏からは本論文に掲載した資料の提供をいただき、同事務局長の田村稔氏からも私が疑問とする点および不明な点に快くお答えいただいた。また、村野道子氏、橋宏氏、小竹直樹氏、葦沢ちよ氏を初めとする諸氏には調査にご協力いただいただけでなく、森林保護の問題にかんじていろいろと有益なご意見をいただいた。これらの諸氏に心より感謝申し上げます。

